

電子出版の発展に向けた著作権法改正に関する見解と今後の対応

出版広報センター
日本書籍出版協会
日本雑誌協会
日本電子書籍出版社協会
日本出版インフラセンター

平成26年4月8日に衆議院、同25日に参議院において、「著作権法の一部を改正する法律」が可決成立し、27年1月1日より施行されることが決まりました。

この改正法では、著作権制度の対象が、現行の印刷媒体に加え電子書籍にも拡張されることとなりました。今後急速に発展することが期待される電子書籍の流通促進を図る上で、本改正の持つ意味は大変大きなものがあります。

出版界は、1990年（平成2年）の文化審議会第8小委員会報告書（出版者の法的保護関係）以来、出版者独自の権利の法制化を求めてきました。また、近年の電子書籍の普及に伴い、海賊版等の侵害行為に対し、出版者自らが法的に対抗できる手段の必要性を強く主張してきました。

こうした私たちの要望を踏まえ、今般の文化審議会著作権分科会出版関連小委員会における検討では、著作権者、利用者団体等の意見も尊重し、著作権制度の電子への拡大という形での法改正に向けた提言がなされ、今回の法改正の実現へとつながりました。

出版界としては、今回の立法趣旨を尊重し、さらなる電子出版の普及発展に努めてまいります。そのためには、新たな著作権制度に基づく著作権者との出版契約の確立に向けて、関係団体等との間の今まで以上の信頼と相互理解が不可欠であると考えます。

そうした観点から、出版契約に関する著作権者と出版社間のさまざまな行き違いや紛争を解決するため、著作者団体と協同して出版ADR（裁判外紛争処理）の設立を準備します。加えて、著作権設定に関する情報まで含めた書誌情報の基盤整備にも積極的に尽力してまいります。

今回の法改正は、著作権の電子への拡大が実現したという点で大きな意味がありますが、衆参両議院における附帯決議にみられるように、今後に向けた課題も多く残されています。出版界としては、新たな制度の適切な活用を図りつつ、さらに有効な海賊版対策のための制度改正の実現等、著作者や利用者とともに、我が国の出版文化のさらなる発展と次代への継承に貢献してまいります。

以上